

議案第 28 号

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第1条 橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p>15 平成30年8月1日から<u>令和3年3月31日まで</u>の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>16～25 略</p> <p>26 平成30年8月1日から<u>令和3年3月31日まで</u>の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 (平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)</p> <p>27 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p>15 平成30年8月1日から<u>当分</u>の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>16～25 略</p> <p>26 平成30年8月1日から<u>当分</u>の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 (平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)</p> <p>27 略</p>

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前																
<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 略 附 則 1～16 略 (令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給する給与の特例措置) 17 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第8条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員(ただし、橋本市病院事業に常時勤務する企業職員(以下「病院企業職員」という。)を除く。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>100分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>18～21 略</p>	職務の級	割合	5級	100分の1	6級	100分の2	7級	100分の3	<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 略 附 則 1～16 略 (令和2年4月1日から支給する給与の特例措置) 17 令和2年4月1日から当分の間(以下「特例期間」という。)においては、第8条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員(ただし、橋本市病院事業に常時勤務する企業職員(以下「病院企業職員」という。)を除く。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>100分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>18～21 略</p>	職務の級	割合	5級	100分の1	6級	100分の2	7級	100分の3
職務の級	割合																
5級	100分の1																
6級	100分の2																
7級	100分の3																
職務の級	割合																
5級	100分の1																
6級	100分の2																
7級	100分の3																

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第7条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の3の割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 令和2年4月1日から当分の間(以下「特例期間」という。)においては、第7条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の3の割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>3～6 略</p>

(橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年橋本市条例第7号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～5 略 6 平成 28 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における教育長の給料額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>附 則 1～5 略 6 平成 28 年 5 月 1 日から当分の間における教育長の給料額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。